

# 選手団宿泊拠点ならびに県庁舎における花き装飾

## 業務委託仕様書

### 1 業務の目的

愛知県は花き生産日本一を誇る「花の王国あいち」であり、高品質で多彩な花きを生産している。

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「愛知・名古屋2026」という。）の大会開催に合わせて、大会の機運醸成と愛知県産花きの魅力発信を目的に、選手が滞在する宿泊施設での県産花きを用いたモニュメント設置および入村式の花き装飾並びに、愛知県庁舎における大会開催までのカウントダウンに合わせた県産花き装飾の企画・設置・維持管理・撤去業務を委託する。

### ※大会基本情報

| 大会名   | 第20回アジア競技大会                      | 第5回アジアパラ競技大会                       |
|-------|----------------------------------|------------------------------------|
| 開催期間  | 2026年9月19日（土）から<br>2026年10月4日（日） | 2026年10月18日（日）から<br>2026年10月24日（土） |
| 入村式日程 | 2026年9月中旬の3日間                    | 2026年10月中旬の3日間                     |

### 2 委託する業務

愛知・名古屋2026の機会を活用し、愛知県産花きの魅力を国内外に広く紹介するために花の装飾を行うこと。以下の日程、会場及び内容で実施すること。受託者は、装飾デザイン、当日までの準備計画、会場の調整など、企画から設置に必要な業務を行うとともに、本業務に係る一切の経費を負担すること。

なお、本業務の詳細については、委託者と協議・調整の上決定すること。

#### (1) 選手団宿泊拠点での花の屋外装飾

##### ア モニュメントの設置

##### (ア) 業務の概要

ガーデンふ頭ふじの広場において花きを使用したディスプレイを設置する。

##### a 場所

（モニュメント設置場所）名古屋港ガーデンふ頭ふじの広場内の、委託者が指定する1箇所

（最大寸法） 幅8m×奥行1.2m×高さ2.4m

##### b 展示期間

2026年9月中旬から10月下旬まで（39日間）

##### (イ) 業務の内容

##### a デザイン・調達

① 歓迎ムードの醸成ならびに花の魅力の発信を目的とした展示とすること。

- ② 原則として本県産花きを使用すること。
- ③ 歓迎メッセージや開催都市名（Aichi Nagoya）を表す文字を示すこと。

**b 調整**

管理者等と設営や管理、デザイン等について調整を行うこと。

**c 展示および維持管理**

- ① 景観を維持できるように、適切な維持管理を実施すること。
- ② 両大会の入村式に良好な景観が保たれるよう、前日に手入れおよび確認を実施すること。

**d 撤去**

撤去や廃棄物の処理は、受託者が適切に行うこと。

**e その他**

- ① 設置・維持管理・撤去時期や方法については、委託者を通じて調整すること。
- ② 実施にあたっては、管理者の所有物品に損傷を及ぼさないようにすること。  
盛り土や損傷した場合は原状復帰を行うこと。
- ③ 工作物の設置に係る書類を作成し、審査に要する図面を作成すること。
- ④ 強風で転倒しない構造とし、自動灌水設備を設置すること。
- ⑤ 8月1日から8月31日までに工作物を設置し、入村式前に花材を配備すること。
- ⑥ ブランド保護のため、大会エンブレムや大会マスコットは使用せず、非大会パートナーの企業名・ブランド等は一切露出しないこと。

**イ 入村式における花き装飾**

**(7) 業務の概要**

ガーデンふ頭ふじの広場において入村式の式典ステージに花き装飾を行う。

**a 装飾展示期間**

2026年9月中旬の3日間および2026年10月中旬の3日間

**b 場所**

ガーデンふ頭ふじの広場内

**(4) 業務の内容**

式典ステージ前方やステージ両脇に花き装飾を行う。

**a 企画**

- ① 本業務の趣旨に沿った展示業務等の内容を具体的に提案すること。
- ② 主に本県産花きを使用すること。

**b 調整**

- ① 管理者等と設営や管理・デザイン等について調整を行うこと。
- ② 本県産の多様で高品質な花きを使用するため、調達に関する調整を行うこと。

**c 設営**

- ① 式典設営委託先企業と連携して展示設営等を行うこと。
- ② 会場の物品等に損傷を及ぼさないこと。
- ③ 入村式期間中は会場内の入場規制が行われるため、期間中良好な景観を

保つよう装飾すること。

**d 撤去**

会場の物品等に損傷を及ぼさないよう、撤去（廃棄物の処理を含む）を適切に行うこと。

**(ウ) 特記事項**

- a 設置・維持管理・撤去時期や方法については、委託者を通じて調整すること。
- b 展示物に不備があった場合は、必要に応じて交換用の花材を調達すること。
- c 管理者の所有物品を損傷した場合は原状復帰を行うこと。
- d 工作物を設置する場合は8月1日から8月31日までに設置し、入村式前に花材を配備すること。
- e ブランド保護のため、大会エンブレムや大会マスコットは使用せず、非大会パートナーの企業名・ブランド等は一切露出しないこと。

**(2) 愛知・名古屋 2026 大会のカウントダウンと合わせた花の屋内装飾**

愛知・名古屋 2026 の機会を活用し、愛知県産花きの魅力を国内外に広く紹介するために県庁舎に設置されているカウントダウンディスプレイ付近に花の装飾を行うこと。以下の日程、会場及び内容で実施すること。受託者は、デザインや装飾・維持管理・撤去に必要な業務を行うこと。

なお、本業務の詳細については、委託者と協議・調整の上決定すること。

**ア 花き装飾の設置**

**(7) 期間**

開催 100 日前、50 日前、10 日前となる下表に示す展示期間とする。

(本庁舎のアジア競技大会展示日程)

(西庁舎のアジアパラ競技大会展示日程)

| 回数  | 展示期間                       | 備考      |
|-----|----------------------------|---------|
| 第1回 | 6月11日(木)から<br>6月18日(木)午前まで | 開催100日前 |
| 第2回 | 7月31日(金)から<br>8月7日(金)午前まで  | 開催50日前  |
| 第3回 | 9月9日(水)から<br>9月16日(水)午前まで  | 開催10日前  |

| 回数  | 展示期間                        | 備考      |
|-----|-----------------------------|---------|
| 第1回 | 7月10日(金)から<br>7月17日(金)午前まで  | 開催100日前 |
| 第2回 | 8月28日(金)から<br>9月4日(金)午前まで   | 開催50日前  |
| 第3回 | 10月8日(木)から<br>10月15日(木)午前まで | 開催10日前  |

**(イ) 場所**

愛知県庁本庁舎及び西庁舎1階(図1、図3)

図2および図4の赤色立方体の位置を想定

**(ウ) 面積等**

- a 本庁舎正面入口付近 4.0 m<sup>2</sup> : 2.0m×2.0m 1箇所
- b 西庁舎正面入口付近 4.0 m<sup>2</sup> : 2.0m×2.0m 1箇所

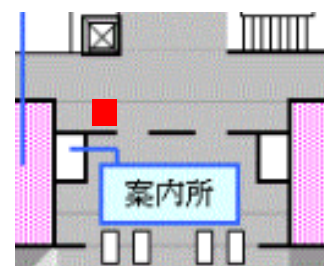


図1：本庁舎位置図

(I) 内容

愛知・名古屋 2026 の実施競技をイメージしたデザインとし、展示期間毎に異なる種目の展示を行うこと。

(オ) 使用花材

原則として愛知県産のものを使用すること。

(カ) その他

- a 愛知・名古屋 2026 にふさわしい内容とすること。
- b デザインや企画等について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- c 西庁舎の設置場所には、日射を遮るパネルを設置すること。
- d ブランド保護のため、大会ロゴや大会マスコット等は原則使用せず、非大会パートナーの企業名・ブランド等は一切露出しないこと。

イ 花き装飾の維持管理

(7) 内容

花き装飾設置期間中は、常に見映えのする状態を維持できるよう、定期的なメンテナンスを実施すること。

(イ) その他

装飾に不具合が生じた場合は、解決に向けて迅速かつ誠意ある対応をすること。

ウ 花き装飾の撤去

装飾の撤去や廃棄物の処理は、受注者が適切に行うこと。

エ その他

- (7) 実施にあたっては、職員や来庁者等の移動に不都合がなく、災害時の避難経路に配慮することとし、安全柵の設置等の工夫をすること。
- (イ) 実施にあたっては、県有物品に損傷を及ぼさないようにすること。

3 条件

(1) 委託限度額

8,330,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）

(2) 期間

令和 8 年 5 月中下旬（予定）から令和 8 年 11 月 30 日（月）までとする。

(3) 支払条件

精算払いとする。

(4) その他

内容等を勘案して費用を決定するため、事業総額が見積額と同じになるとは限らない。



図 2：本庁舎正面入口

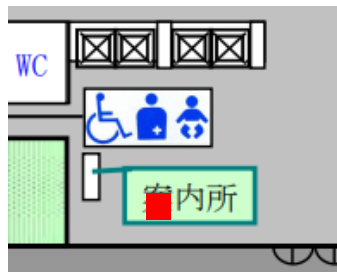


図 3：西庁舎位置図



図 4：西庁舎正面入口

#### 4 業務委託の対象経費等

業務の対象経費は、下表を参考とすること。なお、必要に応じて項目の追加や変更をして構わない。

| 経費項目  |          | 内 容                         |
|-------|----------|-----------------------------|
| 設営費   | 花材費（県内）  | 使用する本県産花きの花材費               |
|       | 花材費（その他） | 他県・他国産の花材費                  |
|       | 資材費      | 設営に必要な資材費                   |
|       | 運搬費      | 設営に係る運搬費                    |
|       | 撤去費      | 花の撤去や廃棄物処理費等                |
|       | 人件費      | 設営に係る人件費                    |
|       | その他費     | 設営に係るその他の経費                 |
| 維持管理費 | 維持管理費    | 維持管理（灌水や葉水、花材の入れ替え等）に係る資材費等 |
|       | 人件費      | メンテナンスに要する人件費（旅費を含む）        |
| その他   | 企画費      | 装飾・展示方法の企画・デザイン費            |
|       | 活動費      | 打合せ活動費（印刷費・通信費等含む）          |
|       | 事務費      | 業務に必要な一連の事務費、その他経費等         |

#### 5 完了報告書の提出

業務を完了したときは以下の内容に沿って、遅滞なく、完了報告書等を提出すること。

##### (1) 提出書類等

ア 業務委託完了報告書（A4判）

イ 成果物等

※資料の場合はA4判とし、写真はカラーとする

##### (2) 提出時期

2026年11月30日（月）午後5時（必着）

##### (3) 提出方法

印刷物及び電子データ

##### (4) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農業水産局農政部園芸農産課花きグループ

担 当 細見、伊藤、渥美

電 話 052-954-6419（ダイヤルン）

F A X 052-954-6932

メール engei@pref.aichi.lg.jp

##### (5) その他

ア 完了報告書は、委託者と内容を検討の上、作成すること。

イ 詳細が分かるよう、記録写真を撮影しておくこと。

## 6 注意事項

- (1) 業務の実施に当たり、受託者は委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、委託者へ報告すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであつて、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 本業務を円滑に実施するため、主たる担当者を配置すること。主たる担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は事前に委託者と相談のうえ、報告すること。
- (5) 受託者はデザインや企画、成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 受託者が本業務で制作した成果物の著作権等は委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は本業務に係る各種検査が行われる場合は協力すること。また、委託者は随時、業務の実施に立ち会うことができるものとする。
- (8) 作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、通行者等の第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置をすること。
- (9) 業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに委託者へ報告するとともに、解決に向けて迅速かつ誠意ある対応をすること。また、その対応や経過についても速やかに委託者へ報告すること。
- (10) 著しい経済情勢の変動、天災地変、感染症等により、業務の一部又はすべての履行が困難となった場合、委託者は受託者と協議のうえ、契約の変更や解除を行うことができることとする。
- (11) パートナーの権利保護を遵守し、それに反する恐れのある行為（アンブッシュマーケティング）をしてはならない。